事業主（建設業）の皆様へ！知っていますか？

2024年問題

時間外労働の上限を超えると罰則対象に！2024年問題とは？

いわゆる「働き方改革関連法」の施行に伴い、時間外労働の上限に制限が設けられました。
一方で、一部の業種は制限の適用まで５年間の猶予期間が設けられました。
建設業はそのうちの一つでしたが、**猶予期間は 2024年（令和6年）3月31日をもって終了** となり、
2024年（令和6年）4月1日以降は、時間外労働の上限が最大で 月100時間・年720時間に制限 されます。

時間外労働の削減に助成金が出ます！働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース）とは？

働き方改革を推進する取組みにかかった費用について、一定の条件で政府から助成金が支給される制度です。
これまで猶予期間が設けられていた業種の働き方改革を強力にバックアップするため、
2023年度に新設予定の制度で、取組みに応じて **最大250万円まで助成金を受給** することが可能です。

詳しい条件は裏面をチェック！

経営 効率化 できます

助成金 最大 250万円 支給されます※

費用が 最大 80% 助成されます

※支給には所定の審査があります

⇩⇩働き方改革に助成金を活用しませんか？セミナーはこちら⇩⇩

◆第1部【令和5年最新助成金を先取り！】建設業の働き方改革対応

講師：社会保険労務士法人サトー　今田 真吾

◆第2部　建設業における効率的な勤怠管理システム

講師：株式会社アイキューブ　システム営業部

日時：2023年1月26日（木）14:00～
開催方法：オンライン（zoomウェビナー）
参加費用：無料

お申込み方法：
左記QRコードよりお申込みください

お申込みはこちら

https://www.kond.co.jp/event/

【第1部】
助成金に関する実務を知り尽くした講師が、適用猶予の業種に対する助成金制度の仕組みを1から100までお話しします。このセミナーを聞けば、助成金制度について一通りの知識を身に着けることができます。

【第2部】
2024年問題対応に向けて建設業のお客様でも勤怠管理システムの導入に対して非常に関心が高まっております。一般的な勤怠管理では残業等の集計などは行いますが、現場ごとの集計管理には適しておりません。今回、ご紹介するシステムは建設業を知り尽くした原価管理システムメーカーの機能となりますので、勤怠管理だけでなく、その後、現場ごとの原価管理まで連動が可能となります。現場別、外注先、複数名の打刻機能など、建設業ならではの機能をご紹介します。

⇩⇩助成金でおトクに導入！働き方改革を強力にサポートするサービスはこちら⇩⇩

建設原価管理ソフト アイキューブ「本家シリーズ」

「現場の今、お金の今がわかる」をコンセプトとする、建設業様の利益を上げるための原価管理ソフトです。利益管理は、まず正確な原価管理が基本です。「本家シリーズ」はそれを実現し大幅な利益向上に導きます。それぞれの本家シリーズを業態に応じた組み合わせで、最適な原価管理を行ってください。

主催：株式会社アイキューブ　社会保険労務士法人サトー　共催：株式会社近藤商会

【2024年問題】とは、

2019年の働き方改革関連法の施行により、時間外労働の上限規制の猶予がスタートしました。

【建設事業】　【自動車運転の事業】　【医療に従事する医師】

当時、上限適用が困難とされた上記の業種は、時間外労働の上限が設けられませんでしたが、2024年４月からは、これらの業種にも一定の時間外労働の上限が適用されます。

2024年
４月までに
➡
一定の時間数まで
時間外労働時間の削減が必須

法改正対応に助成金を活用しませんか？

時間外労働の削減に取り組み、2024年の４月より前に法改正に対応することで、
助成金が受給できます。

【2023年度新設予定】
働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース）

助成対象	・専門家によるコンサルティング料 ・労働の効率化につながるシステムの導入　等 ※就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費
助成額	上記の取り組みに要した費用の３／４を助成 ※設定した成果目標に応じて上限150万～250万円 ※30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、４／５を助成
成果目標	・36協定を見直し、時間外労働の上限規制に対応した時間外・休日労働時間を協定 ・週休２日制や勤務間インターバルの導入

助成金の受給に必要な事項チェックリスト		対応できていない場合
□	36協定の届出（2022年度分）	必要な協定・規程の作成・届出をサポートします
□	就業規則の作成・届出（10人以上の事業所の場合）	
□	労働時間の適正な管理	勤怠システムの導入をサポートします
□	賃金未払いなどの法令違反状態にないこと・過去５年間に助成金の不正受給が無いこと	

※当該情報は、2023年度に施行予定の助成金であり、厚生労働署の「令和５年度　予算概算要求の主要事項」の情報に基づいて作成しております。今後、内容が変更となる可能性もありますので予めご了承ください。